

報道関係者各位

平成 27 年 4 月 30 日  
高知労働局労働基準部監督課  
監督課長 米村 祐規  
監察監督官 吉本 雄一  
電話 088-885-6022

## 「夏の生活スタイル変革」に向けた取組を推進します

～ 「働き方改革」の一環として ～

高知労働局（局長 伊津野 信之）では、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることを目的とした「働き方改革」を推進するため、平成 27 年 1 月 20 日に「高知労働局働き方改革推進本部」を設置し、県内の企業等への働きかけなどを行っています。

こうした中、平成 27 年 3 月 27 日に内閣総理大臣から、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの指示がなされました。

このため、「働き方改革」の一環として、日の出が早く、日中暑くても朝には気温が下がるという高知の夏の特性を活かし、始業・終業時刻を早めて、残業は原則として認めないとする朝型勤務を活用するなど、企業の実情に応じて「夏の生活スタイル変革」に向けた取組を行っていただくよう、県内の企業等に働きかけなどを行います。

### 【取組の趣旨・内容について】（別添リーフレット参照）

#### 1 趣旨

労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作ることで、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっております。

高知県は、全国に先行して、少子・高齢・人口減少化社会が進んでおり、これに歯止めを掛けるためには、所定外労働時間が少なく、安全で安心して働ける正社員職場を整備し、定住者を増やすことが必要です。

高知労働局においては、高知労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働の削減や休暇の取得促進などの「働き方改革」の取組を進めているところです。

こうした中、「働き方改革」の一環として、平成 27 年 3 月 27 日に内閣総理大臣から、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの指示がなされました。

#### 2 具体的な取組

夏の期間に、働く人が朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるよう生活スタイルを変革するために、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うよう、県内の企業等に周知啓発等を行います。

「朝型勤務」とは、例えば、夏の間は始業・終業時刻を早めて、残業は原則として認めないとする働き方などをいいます。働く人が定時で退社し、明るいうちに帰宅して、地域のこと、家庭のこと、自分のことなどに時間を使えるような働き方に变革することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るものです。

### 3 取組に関する相談体制

「朝型勤務」の導入により、夏の間は始業・終業時刻の変更など、就業規則等の変更が必要となる場合があります。ご不明点等は、高知労働局監督課又は各労働基準監督署までご質問、ご相談ください。

< 相談窓口 >

|               |                         |              |
|---------------|-------------------------|--------------|
| 高知労働局労働基準部監督課 | 高知市南金田 1-39 労働総合庁舎 3 階  | 088-885-6022 |
| 高知労働基準監督署     | 高知市南金田 1-39 労働総合庁舎 1 階  | 088-885-6031 |
| 須崎労働基準監督署     | 須崎市緑町 7-11              | 0889-42-1866 |
| 四万十労働基準監督署    | 四万十市右山五月町 3-12 中村地方合同庁舎 | 0880-35-3148 |
| 安芸労働基準監督署     | 安芸市矢ノ丸 2-1-6 安芸地方合同庁舎   | 0887-35-2128 |

開庁時間：土日、祝日、年末年始を除き、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

なお、高知労働局監督課には、企業の皆様のご希望に応じて個別に事業場を訪問し、ワーク・ライフ・バランス実現のための方策や労働時間制度などに関するアドバイス等を「無料」で行う「働き方・休み方改善コンサルタント」が配置されています。このコンサルタントは、労働法制などについて専門の知識を持つ社会保険労務士から任用されており、企業の皆様からのご相談に丁寧に対応させていただいております。ぜひご活用ください。

< コンサルタントの活用例 >

- 社員の健康を考え、恒常的な時間外労働を削減したいとき。
- 労働時間管理の具体的な手法を知りたいとき。
- 年次有給休暇の取得率を上げたい、計画的に付与したいとき。
- 労働時間、休日等の働き方のルールについて相談したいとき。

< 申込み・問い合わせ先 >

高知労働局労働基準部監督課 高知市南金田 1-39 労働総合庁舎 3 階 088-885-6022

### 4 参考情報

厚生労働省では、「働き方改革」を進める参考としていただくため、「働き方・休み方改善ポータルサイト」(<http://work-holiday.mhlw.go.jp>)を開設していますので、ぜひご活用ください。

< 主なコンテンツ >

働き方改革に取り組む企業の「取組事例」の紹介

「働き方・休み方改善指標」による企業診断

- 企業診断の結果に基づき、対策を提案
- 提案内容に関連した取組を実施している企業の取組事例を紹介



< トップ画面のイメージ >